

高校教育研究委員会 2015年度 第3回公開研究会

「主権者教育を問う～基本的人権としての政治活動の自由」



戦争法に反対する日本の若者

世界の大勢である 18 歳選挙権が実現しましたが、高校生の基本的人権を侵害する新たな「通知」が出され、高校生・教職員の活動に数多くの制約を課そうとしています。

高校生がデモや集会に参加するなどの政治活動について届け出制にすることを各都道府県教育委員会段階で検討したり、校則や生徒心得で「制限・禁止」することを学校単位で検討する動きが生じています。

思想・良心の自由、集会・結社・表現の自由などは憲法で保障された基本的人権です。日本政府も批准している子どもの権利条約は、「意見表明権」「結社・集会の自由」など 18 歳以下のすべての子どもに政治活動の自由を認めています。憲法等で保障された自由・権利を、国会が制定する法律や文科省の初等中等教育局長の「新通知」で制限・禁止できるものでもありません。



授業料の無料化を求める英国の学生

■日時：2016年1月30日（土）

17:00～19:30

■会場：全国教育文化会館

1F 共済会議室

■報告者：大橋基博さん（名古屋造形大学、あいち民研研究部長）

高校生を信頼し、すべての政治活動の自由を保障する必要があります。

公職選挙法の枠内で投票率を高めるための義務としての「有権者教育」ではなく、自立した主権者を育てる権利としての主権者教育のあり方について議論していきたいと思えます。

誰でも参加できる公開研究会です。（参加費無料）
主権者教育・政治活動の自由について 一緒に考えましょう

問い合わせは 全日本教職員組合（全教）まで

TEL03(5211)0123 Email: zenkyo@educas.jp